平成２２年（フ）第５７７号
長崎県長崎市大橋町４番40号
破産者　株式会社協栄工務店
1　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
2　一般調査期日　平成23年９月14日午前11時
平成23年７月１日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
堺市北区北長尾町３丁４番28号　グリフィンドールミドル15号
破産者　峯電業社こと　峯垣眞佐美
1　破産債権の届出期間　平成23年８月20日まで
2　一般調査期日　平成23年９月22日午後１時30分
平成23年７月１日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第５７４号
愛知県安城市藤井町車場42番地７
破産者　有限会社奈須建設
1　期日　平成23年９月26日午後２時50分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第９２００号
大阪府和泉市府中町６丁目14番６号
破産者　有限会社正晃
1　期日　平成23年７月26日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７０号
奈良市百楽園２丁目５番４号
破産者　松永　　忠
1　期日　平成23年８月８日午前11時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１０８号
山口県周南市古市２丁目５番20号
破産者　南陽汽船株式会社
異議申述期間　平成23年８月５日まで
平成23年７月４日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第６６号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木317番地２
破産者　田所　忠信
異議申述期間　平成23年８月26日まで
平成23年７月４日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第５３８号
鹿児島県姶良市蒲生町久末103番地１
破産者　鹿児島県食糧販売協同組合
異議申述期間　平成23年９月２日まで
平成23年７月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

更生手続終結

平成１９年（ミ）第９号
奈良市荻町709番地、開始決定時大阪市中央区南本町４丁目２番10号
更生会社　平和観光株式会社
管財人　村辻　義信
1　決定年月日　平成23年６月30日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

保全管理命令

平成２３年（再）第２号
栃木県那須郡那珂川町小口1719番地
再生債務者　株式会社南平台観音湯
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　栃木県宇都宮市小幡２丁目２番11号有貴ビル２階　蓬田勝美法律事務所　弁護士　蓬田　勝美
3　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成23年７月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢15番地
再生債務者　株式会社平泉ホテル武蔵坊
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町42番地　岩手銀河法律事務所水沢事務所　弁護士　加藤　文郎
平成23年６月30日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（再）第４号
神戸市東灘区魚崎浜町29番４
再生債務者　株式会社ブロードティーヴィ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸９階　弁護士法人東町法律事務所　弁護士　幸寺　　覚
平成23年７月１日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第２号
北九州市小倉北区黒原３丁目15番４号
再生債務者　株式会社ＢＤ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北九州市小倉北区田町18番10号ロイヤルＭビル202号蓼沼法律事務所　弁護士　蓼沼　一郎
平成23年６月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
青森県弘前市大字土手町22番地　萬屋ビル３階
再生債務者　土手町街づくり株式会社
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月３日から平成23年10月14日まで
青森地方裁判所第２民事部

平成２３年（再）第５号
福岡市中央区今泉１丁目22番20号　アベニュー天神ビル６階
再生債務者　医療法人社団福永会
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年10月５日から平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
沖縄県浦添市安波茶１丁目24番１号
再生債務者　株式会社沖伸建設
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月30日
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２２年（再）第１３号
札幌市白石区川北2293番地58
再生債務者　ホクビ株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成23年７月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成１８年（再）第２号
石川県加賀市黒瀬町カ120番地
再生債務者　黒田建設株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年６月29日　　金沢地方裁判所

再生手続廃止

平成２３年（再）第２号
栃木県那須郡那珂川町小口1719番地
再生債務者　株式会社南平台観音湯
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　一件記録によれば、再生債務者には民事再生法191条２号に該当する事由が認められる。
平成23年７月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部